

宮妻峡エリア再整備事業にかかる基本契約書（案）

宮妻峡エリア再整備事業（以下「本事業」という。）に関して、四日市市（以下「本市」という。）と、〇〇を代表企業とする施設整備事業者及び運営事業者（●●コンソーシアムをいう。以下、総称して「事業者」という。）との間で、以下のとおり基本契約（以下、「本基本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本契約は、本事業に関し、事業者を選定事業者に決定したことを確認し、事業者と本市が宮妻峡エリア再整備事業工事請負契約（土木工事・建築工事）書及び指定管理基本協定書（以下、総称して「事業請負契約等」という。）の締結に向けて、本市及び事業者の双方の義務について定めることを目的とする。

（本市及び事業者の義務）

第2条 本市及び事業者は、事業請負契約等の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 事業者は、前項の理解を前提に、施設整備及び維持管理・運営を一体として受託するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

（異業種特定建設工事請負事業者及び指定管理者のグループの組成）

第3条 事業者は、令和〇年（△△年）__月__日までに、本事業を行う異業種特定建設工事共同事業体及び指定管理者のグループを組成し、当該共同事業体及びグループに係る協定書の写しを本市に提出する。

2 事業者の代表者は、本施設の維持管理・運営業務を実施する構成企業がなるものとする。

（業務の委託、請負）【事業者の構成に合わせて加筆修正】

第4条 事業者は、設計業務を〇〇に、施工業務を〇〇に、工事監理業務を〇〇に、維持管理・運営業務を〇〇に、それぞれ行わせるものとする。

（事業請負契約）

第5条 本市及び事業者は、本基本契約締結後、令和8年（2026年）__月__日を目途に、仮契約に係る協議を行い、締結せしめるべく最大限努力するものとする。なお、仮契約は、本事業に係る建設工事（設計・建設）請負契約に関する議案が四日市市議会の議決を経た場合に本契約となる。ただし、本事業については令和8年度8月議会の成立を前提としており、議会で予算案が否決された場合は、事業請負契約を締結しない場合がある。

2 事業者は、本契約締結の際に改めて入札時積算数量書及び見積書を提出し、本市と協議するものとする。

(指定管理基本協定)

第6条 本市及び事業者は、本契約締結後、令和8年（2026年）__月__日を目途に、指定管理基本協定に係る仮契約を行い、締結せしめるべく最大限努力するものとする。なお、本事業に係る指定管理基本協定に関する議案が四日市市議会の議決を経た場合に本契約となる。ただし、本事業については令和8年度8月議会の成立を前提としており、議会で予算案が否決された場合は、指定管理基本協定を締結しない場合がある。

2 事業者は、指定管理基本協定締結の際に改めて提案時の積算数量書及び見積書を提出し、本市と協議するものとする。

(事業請負契約等締結不調の場合における処理)

第7条 本市及び事業者は、事由の如何を問わず事業請負契約等の締結に至らなかつた場合、既に本市及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。ただし、同項規定の事由の場合には、本市から事業者に対する違約金請求という債権関係が生じる。

2 事業請負契約等の締結までに、事業者のいずれかが、【募集要項 II 事業者の募集及び選定に関する事項 2 参加者の備えるべき参加資格要件】における参加資格を欠く事態が発生した場合、又は本事業の事業者募集に係る不正行為が判明したときは、事業請負契約等に係る契約を締結しない。

3 本市は、前項のいずれかの事由が生じた場合、事業者に対し、【事業請負契約の契約金額の10分の1に消費税・地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額】を違約金として請求することができるものとする。事業者は、かかる違約金の支払義務を連帶して負担するものとする。

(準備行為)

第8条 事業者は、事業請負契約等締結前であっても、自己の責任と費用において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為（設計に関する打ち合わせを含む。）を行うことができるものとする。

2 事業者は、事業請負契約等締結後速やかに、前項の定めるところに従つてなされた準備行為の結果を設計事業者、工事監理事業者及び建設事業者に引き継ぐものとする。

(秘密保持)

第9条 本市及び事業者は、本基本契約又は本事業に関して相手方から開示を受けた情報のうち開示不可と意思表示があつたもの（以下「秘密情報」という。）に関し、相手方の同意

を得ずして第三者に開示しないこと及び本基本契約の目的以外に使用しないことを確認する。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報

(3) 開示者から開示を受けた後被開示者の責めによらないで公知となった情報

(4) 裁判所等により開示が命ぜられた情報

(5) 本市が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報

3 本市及び事業者は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等を行う場合には、委託先等に本条と同等の守秘義務を負わせた上で、当該業務に必要な限りで委託先等に秘密情報を開示することができる。

(個人情報保護)

第 10 条 事業者は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、本市が貸与するデータ及び帳票、資料等に記載された個人情報並びに当該情報から事業者が作成した個人情報（以下、これらを「個人情報」と総称する。）を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び四日市市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 23 日条例第 33 号）、四日市市個人情報管理規程（平成 27 年 10 月 6 日訓令第 8 号）を遵守して取り扱う責務を負い、その保護に厳重な注意を払わなければならない。

2 事業者は、個人情報を、本事業の遂行以外の目的で使用してはならない。

3 事業者は、個人情報の管理に関して漏洩その他の事故が生じた場合には、本市に対し、速やかに報告する。

4 前 3 項に定めるほか、事業者は、個人情報の保護に関する事項について、本市の指示に従わなければならない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 11 条 本基本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

2 本基本契約、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本基本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

3 本基本契約の変更は書面で行う。

4 本基本契約に係る訴訟については、津地方裁判所をもって合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第 12 条 本基本契約に定めのない事項は、事業請負契約等に定めるところに従うほか、いず

れの事業請負契約等にも定めがない場合、本市及び事業者が別途協議して定める。

以上を証するため、本基本契約を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

(本市) 三重県四日市市諏訪町1番5号
四日市市
四日市市長 森 智広 印

(事業者) ○○異業種特定建設工事共同企業体

代表者
[住所]
[商号]
[代表者氏名] 印

構成員
[住所]
[商号]
[代表者氏名] 印

(事業者) 指定管理者グループ

構成員
[住所]
[商号]
[代表者氏名] 印

構成員
[住所]
[商号]
[代表者氏名] 印